

集落活性化推進事業

(「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業)

(事業開始年度：平成20年度)

— 国土交通省国土政策局地方振興課 —

事業の目的・概要

人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域（過疎、山村、半島、離島、豪雪地帯）において、基幹集落に暮らしの安心を支える複数の生活サービスや地域活動の場を集めた「小さな拠点」の形成に資するため、必要となる既存の公共施設を活用した施設の再編・集約に所要の補助を行い、地方における集落の活性化に資することを目的とする。

事業実施主体

対象地域を含む市町村（対象市町村により組織される地方自治法第284号第1項の一部事務組合若しくは広域連合を含む。）又はNPO法人、市町村が認定したまちづくり協議会

対象地域

次のいずれかの地域。

- ① 離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- ② 豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項の規定により指定された豪雪地帯
- ③ 山村振興法第7条第1項の規定により指定された振興山村
- ④ 半島振興法第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- ⑤ 過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定により公示された地域

対象事業

地域住民への様々な公益サービス機能を維持確保するため、廃校舎等の遊休施設を活用し、ワンストップサービスの実現やサービスコストの低減を図る施設の再編・集約であって、国土交通省が定めるケースにおける事業の実施に必要な施設の整備（既存施設を活用するものに限り、設計付帯工事の整備等も含む。）及び当該施設と一体的に行われ、かつ、当該施設整備の前提となる調査等。

補助率

施設の再編・集約 補助率1/2以内
（ただし、間接補助の場合は1/3以内）

県内事例

平成23年度 延岡市（平成24年度分に係る実施設計）
平成24年度 延岡市
平成28年度 都城市（実施設計・改修1期工事）
平成29年度 都城市（改修2期工事）

県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (中山間・特定地域振興担当)	電話番号	26-7036 内線2224
-------	-----------------------------------	------	-------------------

中山間地域産業振興センター運営事業

(事業開始年度：平成30年度)

— 県 —

事業の目的・概要

人口減少や高齢化の急速な進行、基幹産業の低迷や雇用環境の悪化等、大変厳しい状況にある中山間地域の活性化を促進するため、中山間地域産業振興センターを設置し、コーディネーターによるワンストップ対応窓口において、地域の持つあらゆる資源を活用した多様な産業おこしの取組を支援し、関係機関の連携のもと円滑かつ積極的な産業振興を図る。

事業実施主体

公益財団法人宮崎県産業振興機構（県が委託）

対象事業等

「中山間地域産業振興コーディネーター」が、県内の中山間地域を巡回しながら主として次の支援を行う。

《支援内容》

- 1 地域特産物の開発・販売に係る支援
農林水産物を活用した加工品等の開発及び販路開拓、販路拡大の支援
- 2 地域への経済効果の高い中核拠点施設に対する支援
物産販売所からの新商品開発や改良、運営管理等に関する相談に対応し、必要な支援を行う。
- 3 コミュニティビジネスの支援
中山間でも継続可能なコミュニティビジネスについて、県内及び他県の事例収集するとともに、県内の実施事業者等に対して必要な支援を行う。
- 4 セミナー・個別相談会の開催
商品開発又は販路開拓など、事業者等のニーズを踏まえたテーマを設定したセミナーや、課題解決を支援するための個別相談会等を開催する。

県内事例

平成28年度活動事例

- 1 発酵食品の容器改良についての支援（椎葉村）
- 2 乾燥シイタケを用いた加工食品の開発についての支援（高原町）
- 3 竹かごを求める鉄道事業者と竹細工店とマッチングについての支援（西都市）
- 4 中山間セミナーの開催（3回：えびの市、日南市、都城市）

平成29年度活動事例

- 1 地元で栽培される野菜「モリング」を活用した商品開発の支援（都城市）
- 2 遊休施設の活用や新商品開発及び販路開拓について支援（都城市）
- 3 伝統野菜「いらかぶ」を活用した新商品開発やクラウドファンディング・販路開拓について支援（美郷町）
- 4 中山間セミナーの開催（3回：小林市、えびの市、小林市）

平成30年度活動事例

- 1 自然学校で作るお米の再ブランド化に係る開発・改良支援（五ヶ瀬町）
- 2 延岡市の農園と連携開発した麺の販路開拓やパッケージデザインへの支援
- 3 クラウドファンディングに関する支援（都城市）
- 4 中山間セミナーの開催（3回：門川町、木城町、日向市）

令和元年度活動事例

- 1 しいたけを活用した新たな商品開発支援（美郷町）
- 2 大阪の竹材卸業者と県内の障がい者支援施設のマッチング（高原町）
- 3 地元農産物加工品の販路開拓（都城市）
- 4 中山間セミナーの開催（2回：日南市、五ヶ瀬町）

県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (中山間・特定地域振興担当)	電話番号	26-7036 内線2226
-------	-----------------------------------	------	-------------------

離島活性化交付金交付事業

(事業開始年度：平成25年度)

— 国土交通省国土政策局離島振興課 —

事業の目的・概要

離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図ると共に、地域間の交流を促進し、もって居住する者のない離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、地域防災力の向上等による安全・安心な定住条件の整備強化等のための事業を実施し、離島の振興を図ることを目的とする。

事業実施主体

都道府県、市町村及び民間団体（離島振興対策実施地域）

対象事業等

- 【定住促進事業】
 地域における創意工夫を生かしつつ、産業の活性化及び離島への移住を推進するために必要となる事業
- ・産業活性化事業
 - ①戦略産品開発
 戦略産品開発のための調査、研究、研修事業、ブランド化、戦略産品のテスト販売、産業活性化のための広報等
 - ②輸送支援
 戦略産品の移出に係る海上輸送費支援
 - ・定住誘引事業
 - ①定住情報の提供
 U・J・Iターン希望者のための相談窓口の設置、空家情報の提供等
 - ②施設整備
 定住情報の提供と併せて実施する人材受入れのための空家改修等
 - ・流通効率化関連施設整備等事業
 海上輸送、保管、荷さばき、流通加工の過程で流通効率化に効果のある施設の整備
 - ・その他の定住促進に資する事業
- 【交流促進事業】
 島の特性を生かし、経済的、文化的諸活動を通じて、離島と他地域との交流を図るために必要となる事業。
- ・地域情報の発信
 パンフレット作成、WEBの作成運用、PR活動等
 - ・交流拡大のための仕掛けづくり
 インストラクター、世話人等の確保のためのシステムの構築及び同人材の育成のための研修、交流の場を提供するために必要となるプログラムの作成、先進事例調査等
 - ・交流の実施
 体験学習事業、伝統芸能・伝統工芸体験事業、シンポジウム、離島体験ツアー、コンサート、農林水産業体験事業等
- 【安全安心向上事業】
 災害を防除し並びに災害が発生した場合において島民が孤立することを防止し、防災上必要な対策を推進するために必要となる事業
- ・防災機能強化事業
 - ①避難施設の整備、②防災活動拠点の改修等、
 - ③避難路、案内板等簡易な施設の整備や無電柱化、
 - ④緊急時物資等輸送施設の整備、⑤災害応急対策施設の整備
 - ・計画策定等事業
 防災力向上のための調査、防災講習の実施、要援護者名簿の作成、災害時の離島のエネルギー確保のための調査及び計画策定等

補助率

都道府県及び市町村については1/2以内。
 民間団体については1/3以内とし、かつ、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとする。
 ただし、流通効率化関連施設整備等事業については、民間団体であっても、その1/2以内を都道府県又は市町村に交付するものとする。

県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (中山間・特定地域振興担当)	電話番号	26-7036 内線2226
-------	-----------------------------------	------	-------------------

過疎地域等自立活性化推進交付金事業

(事業開始年度：平成22年度)

－ 総務省自治行政局過疎対策室 －

事業の目的・概要

過疎地域等における喫緊の諸課題に対応するため、過疎市町村や住民団体等が行うソフト事業、過疎地域の集落再編を図るための居住環境の整備並びに過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興を図るための施設整備を行う取組に対して補助を行う。

事業実施主体

- 1 過疎地域自立活性化推進事業及び過疎地域遊休施設再整備事業については、過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定により公示された市町村及び構成市町村の2分の1以上が過疎地域市町村である一部事務組合等。
- 2 過疎地域集落再編整備事業については、過疎地域市町村。
- 3 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業については、実施要綱第4の対象地域を有する市町村。

対象事業等

- 1 過疎地域自立活性化推進事業
過疎市町村が行う先進的・独創性・創造性のあるソフト事業のうち、産業振興（スモールビジネス）、生活の安心・安全確保対策、集落の維持・活性化対策、移住・交流・若者の定住促進対策、田園回帰の促進、地域文化伝承対策、環境貢献施策の推進に係る取組を行う際に、要する経費に対して補助。
- 2 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業
基幹集落を中心として、周辺の集落との間で「集落ネットワーク圏」を形成し、生活の営み（日常生活支援機能）を確保するとともに、生産の営み（地域産業）を振興するために「地域コミュニティ組織等」が取組みを行う際に、要する経費に対して補助。
- 3 過疎地域集落再編整備事業
人口の減少や高齢化の進展に伴い公共サービス確保が困難となる中、集落の移転、地域における定住促進のための団地整備、空き家活用による住宅整備を行う際に、要する経費に対して補助。
 - (1) 集落等移転事業
 - ①集落移転タイプ
 - ②へき地点在住居移転タイプ
 - (2) 定住促進団地整備事業
 - (3) 定住促進空き家活用事業
 - (4) 季節居住団地整備事業
- 4 過疎地域遊休施設再整備事業
過疎地域の家屋、廃校舎等の遊休施設を活用し、生産加工施設、教育文化施設等を整備する際に、要する経費に対して補助。

交付率等

- 1 過疎地域自立活性化推進事業
1,000万円を上限に交付（R2年度は、事業費500万円以上で募集。）
- 2 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業
2,000万円を上限に交付（R2年度は、事業費500万円以上で募集。）
- 3 過疎地域集落再編整備事業
交付率1/2以内
- 4 過疎地域遊休施設再整備事業
交付率1/3以内

県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (中山間・特定地域振興担当)	電話番号	26-7036 内線2226
-------	-----------------------------------	------	-------------------

山村活性化支援交付金事業

(事業開始年度：平成27年度)

— 農林水産省農村振興局地域振興課 —

事業の目的・概要

山村活性化支援対策は、山村の活性化に向けて、農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る取組を重点的に支援するものであり、地域資源を活用して山村の所得や雇用の増大を図るために行う事業に対して交付金を交付する。

事業実施主体

- 1 山村活性化対策事業
振興山村を有する市町村又は振興山村を有する市町村を構成員に含む地域協議会
- 2 商談会開催事業
特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、民間企業

対象事業等

- 1 山村活性化対策事業
 - (1) 地域資源の賦存状況・利用形態等の調査
 - ア その地域の農林水産物やその加工品等の賦存量、利用状況・形態、潜在的な活用可能量・方法等の調査等
 - イ 農林水産業に関連する地域人材やそのノウハウ、伝統的な技術・知恵、既存の加工販売施設、固有の自然・景観等の調査
 - (2) 地域資源を活用するための合意形成、組織づくり、人材育成
 - ア 農業者・林業者をはじめとする地域住民が協力して行う地域資源の活用に向けた住民意向調査、実施体制づくりや活動組織づくりに向けたワークショップ開催、活動計画づくりに向けた調査・検討等
 - イ 取組実施や人材育成に必要な技術やノウハウ等の実践研修等
 - (3) 地域資源の消費拡大や販売促進、付加価値向上等を図る取組
 - ア 地域資源を活用した特産物等の生産・加工・販売の促進に向けたマーケティング調査、販売先現地調査等
 - イ その地域の農林水産物を使った特産物等の生産拡大・商品開発、既存直売所の活用や直販システムの導入等による販売実践、ICT やパンフレット、現地説明看板等を使った情報発信、商品パッケージ等のデザイン検討等
- 2 商談会開催事業
 - (1) 山村地域の参加者とバイヤー等との商談会の開催・運営
 - ア 山村の地域資源を活用した商品を求めるバイヤー等の募集、事前説明の実施
 - イ 山村地域からの参加者の募集、商談に参加するに当たっての準備事項及び注意事項の周知
 - ウ インターネット上で山村の地域資源を活用した商品の展示に加え、バイヤー等への商品サンプルの提供等も行うマッチングサイトの開設
 - エ 山村地域の参加者とバイヤー等との商談会等の開催
 - オ 商談会の会場設営及び運営
 - カ 商談スキルの向上や事業を効果的に進めることに資するセミナー等の開催による支援
 - (2) 商談会開催後のフォローアップ等
 - ア 商談会に参加した山村地域の参加者及びバイヤー等からの問い合わせ等の対応、各参加者の商談状況の把握、各参加者へのアンケート調査の実施、成約に至らない課題の解決に向けた支援、報告書の作成

交付率等

- 1 交付率は定額とする。
- 2 各年度の助成額の上限は、1 振興山村当たり 1, 000 万円とする。

県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (中山間・特定地域振興担当)	電話番号	26-7036 内線2226
-------	-----------------------------------	------	-------------------

空き家再生等推進事業（旧老朽住宅除却等事業）

（事業開始年度：平成10年度）

— 国土交通省住宅局住環境整備室 —

事業の目的・概要

不良住宅・空き家住宅の除却及び空き家住宅・空き建築物の活用を行うことにより、住環境の整備改善や地域活性化の取り組みを支援し、地域コミュニティの維持再生を図ることを目的としたものである。

空き住宅とは、当該事業を実施する際に使用されておらず、かつ、今後も居住の用に供される見込みのない住宅であって、その除却後の跡地又は増改築等の後の住宅が地域活性化のための計画的利用に供されるものをいう。

空き建築物とは、当該事業を実施する際に使用されておらず、かつ、今後も従来の用途に供される見込みのない建築物であって、その増改築等の後の建築物が地域活性化のための計画的利用に供されるものをいう。

事業実施主体

市町村、特別な事情がある場合には、県

対象事業等補助率

- ① 不良住宅又は空き家住宅の除却費（補助率：1／2）
- ② 不良住宅又は空き家住宅の除却を行う者に対し除却に要する経費（補助率：1／2）
- ③ 空き家住宅及び空き建築物の活用費（補助率：1／2）
- ④ 空き家住宅又は空き建築物の活用を行う者に対し改修等に要する経費（補助率：1／3（※かつ地方公共団体が補助する額の1／2以内））
- ⑤ 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の所有者の特定に要する費用（補助率：1／2）
- ⑥ 空き家住宅又は空き建築物の実態把握に要する費用（補助率：1／2）

補助基準

<対象地域>

【不良住宅又は空き家住宅の除却を行う事業】

- ・ 不良住宅又は空き家住宅の計画的な除却を推進すべき区域として地域住宅計画又は都市再生整備計画に定められた区域又は立地適正化計画の居住誘導区域を定めた場合はその区域外

【空き家住宅又は空き建築物の活用を行う事業】

- ・ 産炭等地域又は過疎地域
- ・ 不良住宅又は空き家住宅の計画的な活用を推進すべき区域として地域住宅計画、都市再生整備計画に定められた区域又は立地適正化計画の居住誘導区域を定めた場合はその区域内

県内事例

施行者名	年度	対象戸数	事業内容
諸塚村	H12	2戸	空き家の古民家を改修した宿泊・体験交流施設の整備
串間市	H15	5戸	市宮姥ヶ迫、橋之口団地の空家住宅の除却
山田町	H15	18戸	町宮万ヶ塚第1、西栴第1、東谷頭団地の空家住宅の除却
諸塚村	H23～H24	2戸	空き家を改修し、中長期滞在希望者を受け入れる体験交流施設の整備
宮崎市	H28	1戸	青島地域をモデル地区とし、一定の要件を満たす空き家の除却
美郷町	H28	1戸	空き家を改修し、地域のコミュニティ施設として活用
	H29	1戸	空き建築物を改修し、宿泊体験やスポーツ合宿等施設として活用

県主管課名	県土整備部 建築住宅課 (住宅企画担当)	電話番号	24-2744 内線6525
-------	-------------------------	------	-------------------